

# Action for ME/CFS Japan 運営規約

## 第1条（会の目的）

- 1) 情報の提供や講演会・イベントなどを通じて、筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群に対する正しい知識の普及を図り、支援体制の構築、早期発見・早期療養による重症化の防止、および本疾患に関する研究促進につなげること。
- 2) 筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群で苦しむ患者やその家族が連携できる活動、また有益な支援情報の提供を通じ、患者の生活の質の向上および必要な支援の享受につなげること。

## 第2条（名称） 本会の名称を以下のとおりとする。

Action for ME/CFS Japan

## 第3条（設立日） 本会の設立日を以下のとおりとする。

2016年10月1日

## 第4条（事務局所在地） 本会の住所地を以下に置く。

東京事務局：東京都新宿区  
関西事務局：兵庫県西宮市

## 第5条（役員） この会に以下の役員を置く。

共同代表 2名

## 第6条（役員任期） 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7条（代表） 代表は会を代表し円滑な運営に努める。

## 第8条（運営） 本会は、第1条の目的を達成するために、必要な非営利活動を行う。

## 第9条（事業報告及び決算）

- 1) 本会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに正会員が作成し、他の正会員の監査を受けなければならない。
- 2) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第10条（会員） 本会の会員は次の2種類とし、正会員をもって運営される

正会員：第1条の主旨に賛同し、本会に入会を認められ、常時活動及び事業を推進することに同意したもの。正会員の任免は、役員が行う。

賛助会員：第1条の主旨に賛同し、本会に入会を認められ、年会費を納めたものとする。法人、個人を問わない。

## 第11条（入会） 本会に入会の申し込みをする場合は、入会申込書等に必要事項を記入の上、本会事務局へ提出し、第14条に定める年会費等の払込みをすることとする。

## 第12条（入会の成立） 入会は前条に定める入会の申し込みに対して、事務局が入会申込書を受領、審査の上、年会費の入金を確認したときに成立する。

### 第13条（会員の期限）

- 1) 会員資格の有効期限は、本会の事業年度（10月1日～9月30日）とし、途中で入会した場合も、9月30日までとする。
- 2) 本会事業年度開始前月(9月)に、事務局より更新の通知をメールにて送付する。

**第14条（会費）** 正会員、賛助会員ともに年会費1口1,000円とし、口数は随意とする。期日までに事務局へ現金で入金するか、本会の銀行口座へ納める。

**第15条（退会）** 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

**第16条（除名）** 会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、正会員の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本会規約に違反した場合
- 2) 第18条の禁止事項に掲げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合

**第17条（個人情報取り扱い）** 本会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本会の許可を得ずに、会員として知り得た本会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

**第18条（禁止事項）** 会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本会へ虚偽の申請を行う行為
- 2) 他の会員、第三者もしくは本会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本会の許可なくロゴマーク、印刷物などを転用する行為
- 4) その他、本会が不適切と判断する行為

**第19条（免責事項）**

- 1) 本会員が、本会の扱う媒体や催事から派生して被るあらゆる損害について、本会側に重大な過失がない限り、本会はその賠償責任を負わない。
- 2) 会員同士で問題が発生した場合は当事者間で解決するものとし、本会はその責任を負わない。

**第20条（規約改正）** 本会の運営に規約改正が必要な場合は正会員の話し合いにより定める。

### 附則

- 1) 会の役員は次の会員とする。  
共同代表 東京都新宿区 佐藤 まゆ子  
共同代表 兵庫県西宮市 早川 八栄
- 2) この規約はAction for ME/CFS Japan設立日である2016年10月1日より施行する。
- 3) 規約改正 2016年11月20日に第2条(会の名称)と、病名表記方法を変更  
(AMED 障害者対策総合研究開発事業神経・筋疾患分野「慢性疲労症候群に対する治療法の開発と治療ガイドラインの作成」研究班 の病名表記の変更を受け、改正)